

発熱患者の外来診療・検査体制確保事業
の補助金を受けた医療機関の皆さまへ

厚生労働省健康局
結核感染症課

「令和3年度（令和2年度からの繰越分）発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業」の申請書のご案内について

発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の補助金により交付決定を行いました。が、診療・検査医療機関の想定よりも患者数が下回る等の理由により、補助金の事業実績報告書による事業費が交付決定額よりも上回る場合に支援を行うこととしたところがあります。該当する医療機関におかれましては、以下により申請書を提出いただきますようお願いいたします。

1. 対象となる医療機関

令和2年度に発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の交付決定を受けた診療・検査医療機関で事業実績報告書による事業費が交付決定額よりも上回る場合の医療機関

2. 補助金の算定

令和2年度に発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の令和2年度実績報告書の事業費※から交付決定額を差し引いた額とします。（1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てます）

※ 発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の令和2年度実績報告書（第3号様式）「Ⅲ. 事業実績（明細書）の合計(a)、(a')」を記載してください。

3. 補助金の交付申請書

○ 申請書の配布

厚生労働省ホームページからダウンロードしてください（以下参照）

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ke](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00012.html)

[kkaku-kansenshou18/index_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00012.html)

○ 提出期限については、発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の確定通知発
出後 1 か月以内に提出願います。

○ 提出方法については、以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397

宛先：厚生労働省令和 3 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機
関支援事業担当 あて

○ 提出資料

- ・精算交付申請書（第 2 号様式）
- ・精算交付申請書の別紙（医療機関の基本情報や申請内容を記載）
- ・令和 2 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の交付決定通知書の写し
（変更交付決定を受けている医療機関においては、変更交付決定通知書の写し）
- ・令和 2 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の事業実績報告書の写し
及び確定通知書（※）の写し
- ・当該事業に係る収入支出決算書の抄本
- ・請求書

※「確定通知書」とは、実績報告書を確認し、補助金の額が確定したことをお
知らせする通知になります。

4. 今後の日程

令和 2 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業終了後は、以下の予定で支援
事業を行う予定です。

令和 3 年 4 月 1 0 日以降

- ・令和 2 年度発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の実績報告書の確定手続
確定手続き終了後
- ・医療機関から支援事業の交付申請書の提出
- ・支援事業の交付申請書の審査、交付決定、確定

厚生労働省健康局結核感染症課 (問合せ先) 厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター 電話：0120-336-933
--